

平成27年度における独立行政法人自動車事故対策機構の中小企業者 に関する契約の方針

平成27年12月22日

独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(平成27年8月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、平成27年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、平成27年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が594百万円、比率が66.7%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度における機構の官公需契約実績865百万円の約0.1%程度と推計されることを踏まえ(注)、平成27年度から平成29年度までの3年間で、平成26年度比で倍増の水準となるように努めるものとする。

(注)中小企業庁が各府省等から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手して、民間調査機関に委託して調査を実施。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえ、適切な予定価格を作成するものとし、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、履行の確認後、速やかに行うよう努めるものとする。

また、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限せず、官公需を通じた被災地域への支援に努めるものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努め、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

本部会計グループなどの「官公需相談窓口」において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する手続き等について情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

4 発注の工夫及び検討

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際は、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした仕様書を作成するよう努め、同方式の更なる活用のため、審査項目の設定方法についての検討を行う。

(2) 分離・分割発注の推進

物件等の発注にあたっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期等の設定

物件等の発注にあたっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期及び明確な納入条件等の設定に努めるものとする。

(4) 調達・契約手法の多様化による影響への配慮

一括調達、共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、適切な品目等の選定を行い、中小企業庁が取りまとめ分析した事例を参考として活用する。

なお、新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう努めるものとする。

(5) 知的財産権の取り扱いの明記

物件及び役務の発注にあたっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

5 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(1) 小企業者(概ね従業員5人以下)を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

主管支所及び支所において消費される物件等については、極力主管支所管内による調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(3) 中小石油販売業者に対する配慮

官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

6 適正価格での契約のための対策

(1) ダンピング防止推進の周知

ダンピングの防止について、入札説明等の際に周知を行うよう努めるものとする。また、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)の施行を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

(2) 低入札価格調査制度の適切な活用等

役務及び工事等の発注にあたっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

(3) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

契約の締結等にあたっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年6月12日法律第41号)等の関係法令を遵守するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の配慮

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めない、又は、過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう調達実績の少ない新規中小企業者を見積先を含めるよう努めるものとする。

(2) 新規中小企業者からの相談体制

本部会計グループ等の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(3) 「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額の随意契約を行う際には、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者を見積先を含めるよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう配慮するものとする。

「ここから調達サイト」(<https://u10sme.smrj.go.jp/>)

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 上記1～3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本部及び契約事務権限者を置く全ての主管支所及び支所に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大を図るため、本部に官公需施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。推進本部の体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、「契約の方針」の策定、実績及び課題の把握等を行い、必要に応じて、契約事務権限者を置く主管支所及び支所に対し、改善策等を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備等を図る。

○中小企業者の受注機会の増大のため推進体制

「官公需施策推進本部」

「契約の方針」の策定、実績及び課題の把握等を行い、必要に応じて、契約事務権限者を置く
主管支所及び支所に対して、指導・助言等の実施。

本部長	:	本部経理部会計グループマネージャー
副本部長	:	同 財務グループマネージャー
構成員	:	同 財務グループアシスタントマネージャー
	:	同 会計グループアシスタントマネージャー
	:	同 財務グループチーフ
	:	同 会計グループチーフ

(事務局 経理部会計グループ)

なお、必要に応じて、各主管支所担当マネージャーを追加することとする。